⑶利用・加工
①作業責任者の明確化
・個人データを利用・加工する際の作業責任者の明確化
②手続の明確化と手続に従った実施
・個人データを利用・加工する際の手続の明確化
・定められた手続による利用・加工の実施
・権限を与えられていない者が立ち入れない建物等での利用・加工の実施
・個人データを利用・加工できる端末の、業務上の必要性に基づく限定
・個人データを利用・加工できる端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく、限定（例えば、個人データを閲覧だけできる端末では、ＣＤ－Ｒ、ＵＳＢメモリ等の外部記録媒体を接続できないようにするとともに、スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続を制限し、媒体及び機器の更新に対応する。）
③作業担当者の識別、認証、権限付与
・個人データを利用・加工する作業担当者の、業務上の必要性に基づく限定
・ＩＤとパスワードによる認証、生体認証等による作業担当者の識別
・作業担当者に付与する権限の限定（例えば、個人データを閲覧することのみが業務上必要とされる作業担当者に対し、個人データの複写、複製を行う権限は必要ない。）
・個人データを利用・加工する作業担当者に付与した権限（例えば、複写、複製、印刷、削除、変更等）の記録
④作業担当者及びその権限の確認
・手続の明確化と手続に従った実施及び作業担当者の識別、認証、権限付与の実施状況の確認
・アクセスの記録、保管と権限外作業の有無の確認
⑷保管・バックアップ
①作業責任者の明確化
・個人データを保管・バックアップする際の作業責任者の明確化
②手続の明確化と手続に従った実施
・個人データを保管・バックアップする際の手続※の明確化
※情報システムで個人データを処理している場合は、個人データのみならず、オペレーティングシステム（ＯＳ）やアプリケーションのバックアップも必要となる場合がある。
・定められた手続による保管・バックアップの実施
・個人データを保管・バックアップする場合の個人データの暗号化等の秘匿化
・暗号鍵やパスワードの適切な管理
・個人データを記録している媒体を保管する場合の施錠管理
・個人データを記録している媒体を保管する部屋、保管庫等の鍵の管理
・個人データを記録している媒体の遠隔地保管
・個人データのバックアップから迅速にデータが復元できることのテストの実施
・個人データのバックアップに関する各種事象や障害の記録
③作業担当者の識別、認証、権限付与
・個人データを保管・バックアップする作業担当者の、業務上の必要性に基づく限定
・ＩＤとパスワードによる認証、生体認証等による作業担当者の識別
・作業担当者に付与する権限の限定（例えば、個人データをバックアップする場合、その作業担当者は個人データの内容を閲覧、変更する権限は必要ない。）
・個人データの保管・バックアップ業務を行う作業担当者に付与した権限（例えば、バックアップの実行、保管庫の鍵の管理等）の記録
④作業担当者及びその権限の確認
・手続の明確化と手続に従った実施及び作業担当者の識別、認証、権限付与の実施状況の確認
・アクセスの記録、保管と権限外作業の有無の確認
⑸消去・廃棄
①作業責任者の明確化
・個人データを消去する際の作業責任者の明確化
・個人データを保管している機器、記録している媒体を廃棄する際の作業責任者の明確化
②手続の明確化と手続に従った実施
・消去・廃棄する際の手続の明確化
・定められた手続による消去・廃棄の実施
・権限を与えられていない者が立ち入れない建物等での消去・廃棄作業の実施
・個人データを消去できる端末の、業務上の必要性に基づく限定
・個人データが記録された媒体や機器をリース会社に返却する前の、データの完全消去（例えば、意味のないデータを媒体に１回又は複数回上書きする。）
・個人データが記録された媒体の物理的な破壊（例えば、シュレッダー、メディアシュレッダー等で破壊する。）
③作業担当者の識別、認証、権限付与
・個人データを消去・廃棄できる作業担当者の、業務上の必要性に基づく限定
・ＩＤとパスワードによる認証、生体認証等による作業担当者の識別
・作業担当者に付与する権限の限定
・個人データの消去・廃棄を行う作業担当者に付与した権限の記録
④作業担当者及びその権限の確認
・手続の明確化と手続に従った実施及び作業担当者の識別、認証、権限付与の実施状況の確認
・アクセスの記録、保管、権限外作業の有無の確認

人的安全管理措置

人的安全管理措置とは、従業者（「個人情報取扱事業者の組織内にあって直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。）に対する、業務上秘密と指定された個人データの非開示契約の締結や教育・訓練等を行うことをいう。
【人的安全管理措置として講じなければならない事項】
①雇用契約時における従業者との非開示契約の締結、及び委託契約等（派遣契約を含む。）における委託元と委託先間での非開示契約の締結
②従業者に対する内部規程等の周知・教育・訓練の実施
なお、管理者が定めた規程等を守るように監督することについては、法第21条を参照。
【各項目を実践するために講じることが望まれる手法の例示】
①「雇用契約時における従業者との非開示契約の締結、及び委託契約等（派遣契約を含む。）における委託元と委託先間での非開示契約の締結」を実践するために講じることが望まれる手法の例示
・従業者の採用時又は委託契約時における非開示契約の締結
＊雇用契約又は委託契約等における非開示条項は、契約終了後も一定期間有効であるようにすることが望ましい。